

本市独自の優先接種対象者について

優先接種対象者	説明
福祉施設（高齢者及び障害者施設等を除く。）の入所者及び従事者	保育所、認定こども園、児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設、児童相談所、こども療育センター、放課後児童クラブその他これらに類する施設の入所者及び従事者
介護サービス等従事者	介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、地域生活支援事業所その他これらに類する施設の従事者
障害者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者
学校等の教職員	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類する施設の従事者
市中心部の酒類を提供する飲食店の従事者	<p>食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち、酒類を提供する施設（居酒屋、バー、カラオケボックス等を含み、宅配・テイクアウトサービスは除く。）であって、広島市中区のうち、以下のエリアの施設の従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胡町1番～5番 ・堀川町1番～4番 ・三川町1番・8番・9番 ・新天地1番・6番・7番 ・流川町・薬研堀・銀山町・弥生町・田中町・西平塚町の全てのエリア <div data-bbox="646 1458 1370 1944" data-label="Image"> </div> <p>(出典：国土地理院の地理院地図)</p>